

○公害等調整委員会告示第一号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉦区禁止地域指定

鉦業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉦区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月九日

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

一 指定番号 指定第二四三号

二 指定請求公示の年月日 平成二〇年五月二日（公害等調整委員会公示第一号）

三 請求者名 三重県知事

四 地域の所在地 三重県亀山市安坂山町、同市小川町、同市小野町、同市白木町、同市両尾町、同市加太板屋、同市加太市場、同市加太梶ヶ坂、同市加太北在家、同市加太神武、同市加太中在家、同市加太向井、同市関ヶ丘、同市関町泉ヶ丘、同市関町市瀬、同市関町越川、同市関町小野、同市関町金場、同市関町久我、同市関町沓掛、同市関町木崎、同市関町坂下、同市関町白木一色、同市関町新所、同市関町萩原、同市関町福德、同市関町富士ハイツ、同市関町古厩及び同市関町鷺山地内

五 鉦物の名称 鉦業法（昭和二五年法律第二八九号）第三条に規定する鉦物全部

六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次表に記載する各境界点第一号から第一二号までを番号順に結ぶ線及び同表に記載する境界点第一二号と第一号とを結ぶ線

境界点の 番号		位置		境界点の接続方法	備考
X座標(メートル)	Y座標(メートル)				
1	一二〇、四四〇	四〇、五九八	直線	鈴鹿国定公園の境界線	表示の座標は、 測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づく 平面直角座標系 による。
2	一二二、四〇七	三七、五六〇	直線		
3	一二五、五七〇	三五、七〇七	直線		
4	一二六、一五五	三五、六九六	直線		
5	一二七、二八九	三七、一七一	直線	三重県亀山市と同 県津市の境界線	
6	一二八、一〇二	三七、二七六			
7	一二八、四二九	三六、六三七			
8	一二八、五二九	三六、一七〇			
9	一二九、一二一	三六、〇七四	三重県亀山市と同 県伊賀市の境界線	三重県亀山市と滋 賀県甲賀市の境界 線	
10	一三二、三五六	二八、五五七			
11	一二五、三三三	二五、九三九			
12	一二六、二五八	三六、一〇四			

七 地域図 次の図の境界線に囲まれた地域

八 地域の面積 一一、五六〇・四二ヘクタール
九 指定の理由

1 請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林

2 請求地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治三〇年法律第二十九号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和二十六年法律第二四九号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域である。また、亀山市の水道水源は、請求地域をかん養源とし、扇状地堆積物の地層を流動する地下水等に依存しているが、当該地層は、地表面に極薄く分布するのみであることから、良質で安定した水源の確保に腐心している状況にある。

3 請求地域の地形は、鈴鹿山脈東側斜面に位置し、三方を標高七〇〇メートル〜一〇〇〇メートル級の山々に取り囲まれた急峻な山間部にあり、地域内には鈴鹿川などの河川が流下しており、その付近では山間盆地が発達している。また、本地域の東縁には、「一志断層」が存在し、主に新生代第四紀以降に西側が隆起し、鈴鹿山脈が形成されたと考えられている。

地質は、基盤地質のほとんどが中生代末から新生代初頭に形成された花崗岩類よりなる。花崗岩類は粒度の異なるもの（細粒から粗粒）、成分の異なるもの（花崗岩、花崗閃緑岩）など形成場所や時期の異なる複数の岩体より構成される。特に、鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が起こりやすい。

4 請求地域には、現在の経済情勢では開発の可能性は低いが、亜炭、石灰岩、長石、けい石の鉱床が賦存している。

これらの鉱物のうち亜炭を対象に請求地域において過去に掘採された実績があり、周辺には稼行中の石灰石鉱山、けい石鉱山等がある。現在、請求地域において稼行している鉱山はないが、石灰石、けい石・長石を対象とする鉱業権がそれぞれ一件、計二件設定されているほか、石灰石・ドロマイトを目的とする鉱業出願が三件、マンガン鉱・けい石を目的とする鉱業出願が一件、計四件の鉱業出願がなされている。

5 指定地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じること、また、土砂流出災害の発生のおそれが増大する。

6 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかんにかかわらず、この地域の公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。